

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに 対するガス工事費およびガス料金の特別措置について

2024年1月5日
北陸ガス株式会社

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの令和6年能登半島地震に伴う被害により、2024年1月1日に災害救助法が適用された新潟市、長岡市、三条市、見附市、加茂市、柏崎市、燕市において、被災された当社のお客さまからお申し出があった場合には、ガス工事費およびガス料金について、下記の措置を行うことといたしました。

これは、被災された皆さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくこと、特別措置を行うものです。

記

1. 臨時のガス工事費の免除

被災により、ガスの使用ができなくなったお客さまが、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、2024年3月31日までにお申し込みがあった場合、そのガス工事費は全額当社負担といたします。

2. ガス料金の支払期限[※]の延長

被災されたお客さまの2023年12月、2024年1月および2月検針分のガス料金の支払期限日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

※検針日の翌日から起算して30日目の日。

3. 不使用月のガス料金の免除

被災日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6カ月において、被災されたお客さまがガスを全く使用されなかった料金算定期間については基本料金を申し受けいたしません。

■本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

北陸ガス株式会社 お客さまセンター：0570-025-880

* 受付時間 平日8:30~19:00、土曜8:30~17:10（日、祝日除く）

以上

<お問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
企画グループ 担当 笹川
TEL：025-245-2214